

Nara Women's University

少年教護法制下における家庭学校の教育: 少年寮・社名淵分校・農民道場済美館に注目して

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 奈良女子大学文学部 公開日: 2023-05-02 キーワード (Ja): 家庭学校, 少年救護院, 少年救護法, 少年寮, 農民道場済美館 キーワード (En): 作成者: 二井,仁美 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10935/5921

少年教護法制下における家庭学校の教育

—少年寮・社名淵分校・農民道場済美館に注目して—

二井 仁美 (奈良女子大学研究院人文科学系教授)

はじめに

近代日本の感化教育・教護教育の歴史において、1899年の留岡幸助（1864-1934）による家庭学校創設は、日本の感化教育のあり方に「一新生面」を開いた¹。幸助と家庭学校の思想と実践は、感化法の施行により道府県に感化院設置が進むなかで、種々の影響を与える。1919年、国立武蔵野学院が開設され、同院長菊池俊諦を中心に武蔵野学院が、1920年代の感化教育界を牽引するようになる。1920年代の後半から1930年代にかけては、武田慎次郎、池田千年、田中藤左衛門、熊野隆治らが中心となり、感化法改正運動を展開し、1933年、少年教護法を成立させる。このような歴史のなかで、既往の家庭学校史研究は、幸助と彼の校長時代である感化法制下（1900-1934）を主たる検討対象とし、少年教護法制下における家庭学校の状況をほとんど検討することがなかった²。

しかしながら、家庭学校の歴史を通観してみると、この時期は、家庭学校の歴史において他にはない特徴がある。感化法に代わり少年教護法が施行されただけでなく、牧野虎次（1871-1964）が家庭学校長に就任し、本校に一時保護を行う少年寮、白滝に農民道場済美館（以下済美館）が開設され、さらに巣鴨から高井戸へ本校が移転したのである。当時、家庭学校はどのような状況であったか。当該時期の家庭学校について扱った数少ない研究である花島政三郎は、少年寮が「一時保護を建前として、要教護少年をサナプチ分校へ送るための中間施設」であり、「サナプチ分校の卒業生の世話をも行う」機能を有し、「本分校の機能分化が円滑」であったと指摘する³。「児童相談所的機能」に特化した家庭学校本校と、生徒の教育を担った社名淵分校および済美館の機能分化が、「円滑」というのは具体的にどのような状態であったのだろうか。

本稿では、少年寮と社名淵分校、済美館との関係

に注目しながら、少年教護法が施行された初期における家庭学校の状況を明らかにするとともに、当該時期が家庭学校の歴史において果たした意味を考察する。検討に際して、北海道家庭学校および東京家庭学校所蔵資料を用いる。

1. 感化法制下における家庭学校

1-1. 留岡幸助のコロニーシステム構想

最初に、少年教護法制下の前段階である感化法制下における家庭学校の状況を概観しておきたい⁴。

家庭学校は、1899年、留岡幸助によって東京巣鴨に創設され、1906年、財団法人家庭学校となった。彼は巣鴨の本校に、生徒が生活する家族舎や実業教育のための木工部や洗濯部などを設けただけでなく、社会や慈善・教育等の問題を論じる雑誌『人道』を発刊する人道社、感化事業や慈善事業の従事者養成を行う慈善事業師範部、大学や専門学校等に通う学生に住居を提供し育英事業を行う思斉塾を附設し、多角的な学校経営を行った。1909年には、家庭学校は東京府の代用感化院に指定された。

幸助は、1914年に北海道紋別郡上湧別村サナプチに、北海道農場（後に第一農場）および社名淵分校、1916年にサナプチから約50km離れた白滝に第二農場（白滝農場）を開設した。これは、感化教育施設としての分校を開設すると同時に、コロニーシステムの構想に基づく新しい農村づくりでもあった。つまり、サナプチと白滝をあわせて約1,000町歩の地積の地主として、家庭学校は土地を希望者に貸与し、その小作料で感化教育施設を運営すると共に、感化院出身者に自立の地を提供し、農村の人々と共に生きる「理想的な新農村」を形成しようとする構想である。コロニーシステムによって、未開地の開拓と卒業生に対する「独立自営」の地の提供をめざそうとしたのである。

さらに、1923年には、神奈川県に茅ヶ崎分校を開校した。同年、社名淵分校は北海道庁の代用感化院に指定され、第三次感化法施行期（1923～1934）、代用感化院生として入校する者も含めて生徒は、主として社名淵分校と茅ヶ崎分校に生活をした。

他方、白滝農場は基本的には小作制農場を営む場であり、生徒のための家族舎はなく、ごく1,2名の青少年が白滝農場を管理する職員家庭に委託されて生活していた。

1-2. 留岡清男のコロニープランと児童相談所構想

1929年8月、幸助の四男留岡清男が家庭学校社名淵分校教頭に就任した。彼は、着任後、自給自足を原則とするコロニープランの教育を提案する。幸助がコロニーシステムの構想で願ったように、家庭学校社名淵分校を卒業し、家庭学校の小作を経て「独立自営」の農家となった者もいるが、それはごく少数に留まった。清男は、卒業生を家庭学校農場の住民とするコロニーシステムの発想ではなく、家庭学校在学中の教育のあり方として、作業教育（生産教育）を推進するコロニープランを提案した。そして、生徒自治会一群会の結成を促し、自治活動によってサナプチの生活をよりよくする生産活動を教育の中心に据えた⁵。

また清男は、1931年、「家庭学校整理改造案⁶」を校長幸助に示し、家庭学校茅ヶ崎分校閉鎖、感化教育機能の社名淵分校一元化、本校の児童相談所並びに児童研究所化を提案した。社名淵分校を8家族舎とし生徒を80名（内40名自費生）とするのが清男の構想である。そのために「生徒募集」は東京の本校の「働きに待つより外あるまい」と主張し、スタッフとして「医師、社会学者、教育学者、書記兼訪問教師、給仕、校長」を配置することを提案した⁷。

この提案をふまえ、1932年12月の財団法人家庭学校理事会の委員会で、「留岡教頭ヲ東京ニ転任」させ、巢鴨の本校に人件費1,560円、調査研究費1,000円、計2,560円の前算で「児童相談研究部」を設置し「児童ニ関スル相談、調査並ニ研究ヲスル場所」とする案が議題とされた⁸。これは、清男の構想に近い形の原案であった。しかし、委員会では予算が問題にされ⁹、継続審議となるが、次に開催された1933年3月13日の理事会以降、この件は議題に上ることがなかった。そして、「留岡教頭ノ止ムヲ得ザル退職¹⁰」、牧野虎次の校長就

任、副校長で茅ヶ崎分校責任者小塩高恒の退職、茅ヶ崎分校地の一部譲渡、同分校建物の東京府への貸与が承認される。

留岡清男は家庭学校を去り、同年、閉鎖された茅ヶ崎分校の在籍生徒は、家庭学校巢鴨本校の代用感化院辞退を受けて新設された東京府立誠明学園に多くが移った。また、小塩高恒・うた夫妻、鶴見欣次郎・唯與夫妻、廣津友信・はつ夫妻、吉田内次ら長年、本校あるいは茅ヶ崎分校を支えた職員が家庭学校を去り、「在本校職員が凡て罷免¹¹」された。職員の顔ぶれが大きく変化した家庭学校に、1933年5月、牧野虎次が第二代校長として着任する¹²。

2. 本校における少年寮の開設

2-1. 少年寮の設置

1933年9月、財団法人家庭学校理事会は定款「財団法人家庭学校寄付行為」を改正し、「生徒訓練ノ為メ農場作業場」を設置する規定を加えた¹³。

少年教護法は、少年教護院内に鑑別機関を設置できると定めていたが、家庭学校の定款変更では同様に鑑別機能や児童相談などの業務に関する規定が新たに加えられることはなかった。

ただし、1933年11月17日の財団法人家庭学校理事会における「家庭学校委員会報告及協議事項」では、「少年『ホーム』ノ設置」が協議題に挙げられている¹⁴。「委員会摘録」によると、「少年『ホーム』」は「少年寮」という呼称となり、「本校構内ニ於テ少年ノ一時的保護事業」を1933年12月1日より開始することとした。生活を通して教育を行う場は、社名淵分校と白滝農場が中心となり、本校に設置された少年寮は、相談業務と一時保護を行う「現在の児童相談所的機能¹⁵」を果たす機関となった。

2-2. 少年寮主事岡崎喜一郎

家庭学校機関誌『人道』は、「本校構内の整理に伴ひ、一校舎の利用が出来る様になつたので、新に少年寮を設け青少年の保護をすること、なつた」と少年寮開設を伝え、主事として岡崎喜一郎（1873-1946）が「専ら教護の任に当り」、医師加藤普佐次郎（1887-1968）が診察と鑑別にあたりと紹介している¹⁶。校長の他、俸給を得る職員2名がいるだけの本校で少年寮の業務が開始された¹⁷。

少年寮の主事となった岡崎は、1933年12月、満60歳で家庭学校職員となった¹⁸。岡崎は、鳥根県奥出雲横田に生まれ、1895年、同志社高等普通学校や東京専門学校に学んだ人物である。父に代わり横田郵便局長に就任した後、八雲銀行取締役、横田村村会議員となった。救世軍に入り、1915年には日本救世軍横田屯田小隊を組織した。また、相愛幼稚園や相愛裁縫女学校を設立するなど、地域の篤志家であり事業家であり学校経営者であり、留岡幸助との交流もあった。しかし、1929年、経済恐慌のなかで経営する共愛洋行が倒産し、1930年、郵便局長を辞任する¹⁹。

室田保夫によれば、「昭和恐慌の中で経済的基盤を失った岡崎は、その影響が地域の人々に及ぶことに対し、非常なる責任を感じ、精神的にも苦悩の日々を過ごし²⁰」ていた。そのような岡崎は、旧知の牧野虎次に一通の書簡を送った。「出雲の山奥に郷里教化伝道」の30有余年、貢献したが、長男に業を譲り「楽隠居同然」の身になり、「霊肉共壮健」であるので「御校にて生徒の友となり寄宿舎の監督又は事務の手伝等何なりとも小生の出来得る事なれば奉仕致度」と記した²¹。この書簡を受け、牧野は少年寮の主事として岡崎を採用したのである。

2-3. 少年寮の相談者・委託者・入寮者

少年寮では、主事がまず「教護を要する少青年の相談」に応じ、その後医師の「診察鑑定」を受け「更に必要」な場合は「それぞれ専門の鑑定」を求め、その後、少年寮への「収容若しくは他処へ転送乃至斡旋紹介等」を行った。とくに「一時収容保護」の後、社名淵分校へ送ることを目的とすると位置づけた。対象とするのは、「感化法や少年法の適用を受くるに至らざる」青少年で「父兄の手に余る者」あるいは「事情ありて父母の保護を受くる能はざる者」であった²²。

少年寮の統計によると、1933年12月から翌11月までの入寮時の年齢は、17歳が最も多く6名、最年少が14歳1名である。16歳、18歳、20歳、21歳が各2名、19歳と25歳が各1名と、20歳以上の成人が5名もいた。少年教護法は、少年法が施行されていない地域では満18歳未満、東京や大阪など少年審判所が設置され少年法が施行されている地域では満14歳未満を対象としているが、少年寮入寮者の年齢は、認可少年教護院生に比して高い。

少年寮入寮時点における入寮者の教育程度は、1933年から1934年11月までに入寮した者15名中、尋常小学校を卒業していない者は2名のみで、中学校や農林学校等、中等教育機関の中途退学者が7名、中学校を卒業した者が3名、高等小学校卒業生1名、尋常小学校卒業生3名である。

少年寮には、1933年12月から1年間で34件の相談があり、17件が少年寮に入寮した。入寮者は、少年審判所から委託された3人は、1人平均64日、保護者から委託された7人は1人平均34日、他の感化院から委託された7人は1.2日の在籍である。つまり、少年審判所を出て約2ヶ月、保護者の下からきて約1ヶ月間、少年寮で一時的に生活をし、それぞれの進路に向かった。

2-4. 少年寮退寮者の進路

少年寮入寮後の状況は表1に示した通りである。

1933年から1935年までの退寮者37名中、6名が「良好退寮」しているが、25名は北海道（社名淵分校あるいは済美館）に赴いている。1935年中に少年寮を退寮した21名の内、10名が社名淵分校、7名が白滝の済美館へ移動している。社名淵分校と済美館へ行った者が少年寮退寮者の8割に及ぶ。

他方、少年寮は社名淵分校出身者を親許へ送り返し、時には、その就職の世話も担当した²³。つまり、少年寮は、留岡清男が構想したように「東京を中心としての生徒募集」機関としての機能と共に、一時保護とアフターケア機関としての機能していた。

また岡崎は、少年寮での「少年身上相談より始末した者『母島沖村へ航走』²⁴」と述べている。岡崎によれば、彼が少年寮に在職した1933年から1936年12月までの3年間に、少年寮で相談を受けた少年15名が母

表1 少年寮入寮者の状況

	1933年12月～ 34年11月末	1935年中
良好退寮学校へ入学	1	
良好退寮就職	3	2
家庭の事情による退寮	1	2
他施設へ入院	2	
院外委託	1	
社名淵分校へ転校	8	10
農民道場済美館へ		7
退寮者総数	16	21
調査時点での在寮者	1	2

『家庭学校少年寮』『人道』復刊19号、「自昭和十年一月至同年十二月一ヶ月間家庭学校少年寮報告」より

島に送致された。

2-5. 少年寮から社名淵分校・済美館へ

社名淵分校および済美館入校者全体からみると、1934年には家庭より直接、相談を受けて入校した10名中8名、1935年には21名中17名が少年寮からの入校者である²⁵。少年寮から入校した生徒は社名淵分校をどのように受けとめたのであろうか。少年寮生徒を北海道に引率した岡崎の報告書に注目する。

1935年6月7日朝6時30分、岡崎は、東京から、17歳の少年2名と、14歳の少年とその母、21歳の青年の5名を伴って、社名淵分校最寄りの遠軽駅に到着し、4日間社名淵分校および済美館に滞在した。

彼はその際の感想を「忌憚ナク陳述」した「社名淵分校出張復命書」（「復命書」と略）を校長に提出する。家庭学校用箋41頁に亘る大部の報告書である²⁶。

報告書の冒頭に、社名淵分校の佇まいを、「樹木ハ鬱蒼」とする中、道路が縦貫し、田圃が開け、家族舎が点在する「静寂ノ聖地」と岡崎は表現したが、同行の母子がそれを「如何ニ感ゼシモノカ、帰心俄カニ起リ矢ノ如シ、我等ノ止ムルヲモ聞カズ」に「帰京ノ途」に就いたと記している。そして、帰京にいたった事情に触れないまま、生徒の母が社名淵分校に同行することに対する「注意」を喚起した。

岡崎は、続けて15項目に及ぶ「視察」を通しての意見を列挙した。彼の指摘は多岐にわたるが、およそ三つに分類することができる。第一に、建物をはじめとする教育環境問題、第二に、職員の待遇に関する問題、第三に、教育内容や教育方法に関する問題である。

第一に、教育環境について次の点が問題とされた。

1点目は、「事務所及ヒ教場ノ狭隘」とその新築の必要についてである。事務所は応接も事務処理も受付も同じ場所で行い狭隘であり、かつ教室が接近しているため「生徒間ノ喧噪」が常にあり、「執務上差支ナキカ」と問うた。彼は「暫時間」でも「少年ノ群ヲ離レ清楚ナル雰囲気ニ接スル事」が必要であり、図書館の閲覧室を仮に利用すべきであると述べた。

2点目に、体操場の問題である。社名淵分校では、運動場がなく、朝と午後、職員と生徒がラジオ体操を「事務所ニ至ル緩勾配ノ路上」で行っていた。一日も早く「校舎新築ノ気運」と「高操ニシテ広闊ナル新校庭」でラジオ体操ができるようにと求めている。

3点目に、食事についてである。岡崎は、各家族舎の食事は、食材は同一であるが、「調理法ノ上手下手」があり「味覚ニ於テ大ニ其差」があったと述べる。そして、本州から「入学セル中産階級以上ノ家庭」で育った生徒にとって、食事に「慣ルル迄ハ大ニ困難」を伴う。「唯一ノ慰藉ニシテ又願望」である食事に対する「落胆ハ想像スルニ余アリ」、それは「入校当初逃走又ハ不心得ノ行為ノ原因」になると述べた。

それゆえ、共同炊事場で炊事をして各家族舎に分配する道立少年教護院大沼学園の例を引き、社名淵分校でも1カ所に共同炊事場を設け「炊事シタル後、所要量ヲ各寮ニ分配」することを提案した。

4点目に、掬泉寮以外の家族舎は老朽化し、各寮舎の「破損、修繕、其他百般ノ事」に関し、「監督指導ノ任ニ当ル校長ガ身自ラ親シク各寮舎ニ足ヲ運び、常ニ下僚生徒ノ実状ヲ詳細ニ視察シテ、其宜敷ニカナフ様ニ指導スル」必要があると述べた。「家庭学校ノ如キ常ニ経費ノ乏シキ学校」では、職員は経営を「気ノ毒」に思い「態ト口外」しないため、「上司ハ細心ノ注意ヲ常ニ払フ」べきであると述べている。家族舎に「日本豊敷ヲ廢シ、西洋式ノ寝台」を導入することで、「湿気ヲ防グ」だけでなく、「鶏姦等ノ悪意」による性的問題行動の防止になると指摘した。

5点目に、各家族舎の建物が、「点在スルヲ以テ職員ノ監督上又生徒ノ登校上常ニ多大ノ時間ヲ日々浪費」しており、加えて向陽寮前の道路は、「絶ヘズ人馬ノ往来アルヲ以テ生徒ノ心裡ヲ刺激」し「逃走」を誘発していると述べた。

第二に、職員の待遇についてである。岡崎は、少年教護の職務は、「四六時中絶ヘズ不良少年ト共ニ、可憐ノ自己ノ妻子ヲ引率シテ、此危険ナル青少年ノ群ノ内ニ、日常起臥監督」する仕事であり、「寸時モ油断」できないと捉えていた。「四六時中戦場ニ白兵戦ヲナシテ其戦争ヲ継続」している状況であり、油断すれば、「何時自己並ニ家族ノ所有物件ノ盗出ハ勿論、妻子ノ陵辱ヲモ敢而受クルノ時」があると述べる。しかし、家庭学校のような事業は、「皇室ノ御援助ト、下モ道府庁ノ補助ヲ始メ有志ノ寄附金」で経費の大部分を賄うため、「教職員ノ俸給モ充分ニ支給スルコトハ蓋シ不可能」であり、「日夜不断ノ此難事業ニ対スル報酬」は「些少ノ金員ヲ以テ満足」しなければならない。それゆえ、学校が「退職手当支給規定ヲ一日モ早く制定」

することは「学校当然ノ義務」であり、職員も「切望スル権利があると述べた。

第三に、教育の内容や方法についての問題である。

1点目に、実物教材に関して、毎年予算化し「完成スル計画」を求めた。とくに「相当ノ教養ヲ有」する補習科の「設備ハ教材ト共ニ必要」と述べた。

2点目に、学科時間の延長である。東京から社名淵分校に入校した補習科の生徒が、1時間しかない学科の時間を2時間に「延長セラレン事ヲ切望」したので、それを職員会に伝えたと述べている。

3点目に、「畜産部ニ入学希望」で東京から入校したある生徒が、畜産部の「言語ニ絶セルスル乱雑ノ実状ヲ見テ失望落胆ノ極」であったと述べた。

4点目に、「不祥ノ出来事」と題し、家族舎内のある生徒の「犯罪未遂」行為に対して、生徒自治会一群会の「決議」によりその「処罰」として「犯人ヲ殴打」したことを問題にした。さらに、3名の無断外出者があり、その内、1名が縊死を企てたことについて「何たる不祥事の頻繁たるや」、未遂に終わったが「其の罪果たして何人に帰すべきや」と非難した。

岡崎の指摘は衣食住にかかる教育環境全般に及んでいる。そして、社名淵分校が力を注ぐ、家族舎での教育や作業教育などの状況や意義に触れることはなく、一貫して厳しい批判で貫かれた。

2-6. 社名淵分校職員の少年寮主事に対する反論

岡崎は「復命書」を社名淵分校にも送り意見を求めた。これに対して、分校職員は、42頁にわたる「社名淵分校出張岡崎喜一郎氏復命書に対する批評要求の御返事」（以下「御返事」と略）を作成した²⁷。

まず、母子の帰郷について「校内の参観もさせず」ほとんどの職員に紹介せず帰郷させたことは「大いに遺憾」と記し、帰郷理由を考究してほしかったと述べた。そして、「東京を出発する時にサナプチに対しての充分なる正当な予備知識を与へて居ったのではなかったか」と問うた。この問いが「御返事」の基調となっている。論点は大きく以下の3点である。

第一に、環境についての指摘に対してである。

事務所および教場の狭隘、運動場のないこと等の不便は、社名淵分校職員が痛感していると述べた。

しかし、共同炊事の提言に対しては、共同炊事は「経費節約と手数をはぶく」ものであり「殺風景、官僚的な

もの」であると反論した。しかも、社名淵分校で共同炊事を行い、各家族舎に食事を運ぶとするならば、「厳冬零下三十度の朝には凍った飯を食べなくてはならぬ」し、数日間、吹雪が続き「外出もかなはぬ時は絶食」を要するのであり、「サナプチの地理的、又気候的或文化的施設に対して認識不足の愚策」であると批判した。

また、家族舎により料理の味に差があったのは、岡崎来訪時、2名を除く女性職員が皆、「病気又はその他の故障にて不在同様最も手不足」で調理が担当できず、家族舎によっては、慣れない者が料理をしていたためであり、「滞在中に御不便をあたへ、失礼のことも多かつた」と詫びたうえで、次のように記した。食事がまなかったなら「まづいと率直に申して欲しい」が、分校の食費が1人1日20～25銭であることを認識し、「食費予算を本校少年寮の如く一日三十銭或は四十銭にせよと言つて欲しい」と述べた。

第二に、職員の待遇についての意見については、「戦場に白兵戦をなして其の戦争を継続する」のは「素よりの覚悟」であり、「自己に与へられたる天職」である。それゆえ、この「苦勞、勞苦の酬を吾等は仰いで神意よりうくるのみ」と返答した。

第三に、教育の内容や方法について、協働者としての意識が欠けるという反論である。

まず、教材の整備は「留岡清男氏がサナプチ分校に赴任した当時もっと詳しく力説」しており、分校でも異議はないと述べた。しかし、補習科教育については、時間数の延長を求める生徒が、教室で「教師と問答する段になると如何に優しく問ふも全く堅い殻をかむりて一言も発せず」という状態を考えると、問題は授業時数延長ではなく、このような少年に対して「教育法を如何にせば効果的なりや」を検討すべきであると論じた。そして、「東京より少年をサナプチに送る時サナプチに行けば勉強はいくらでもすることが出来る。牛乳も飲み放題。馬にも乗れる。仕事はしてもなくてもよい。つらいことはない。面白い処であると好餌を与へた手前その補足として授業時間の増加」を論じるならば「実に滑稽至極」と加えた。

次に畜産部についてである。畜産部は現在工事中であり、その結果「乱雑」になっている。「工事区域を云々するは画の中途にてその画を云々する」ものである。新入生の「落胆」は、「牛のクソに塗れなければ真

の畜産はなし得られぬ」という現実を伝えず、「現実以上に畜産部を詩化し、美化して知らしめたることに基因するものではないか」と述べた。

3点目に、岡崎が生徒の「逃走」や縊死未遂に言及し、「何たる不祥事の頻繁」、「其の罪果たして何人に帰すべきや」と述べるが、これは「露骨に協働者意識の欠如」を示していると述べた。少年教護院において、「逃走」は種々の状況において起こるものである。「逃走あるを予め念頭」に置いて生徒に接し「如何にして先づ落着か」せるかが重要である。「逃走」を「不祥事」として「責任」追及するだけでは問題解決にならない。しかも、「縊死計画者が岡崎先生にダマサレて怨に思ふと口癖に語り居るを聞く」と「『其の罪果たして何人に帰すべきや』と反問したい」と述べた。

生徒には入校前に縊死未遂経験のある者も時にあり、また「入校前放縦と無秩序の中に生活をなし居たる新入生」が入校当初、「落着かざるは寧ろ当然」である。岡崎が指摘した「縊死を企てたる生徒」は、「縊死行為の企画回数も漸次減少」している。「逃走縊死等にはそれぞれその理由」があり、職員はその度に適切な対応して「不幸なる結果を招来せず」に今日に及んでいる。経過と状況全体に対する理解を求めたのである。

4点目に、「体罰は最も吾人の避けんと欲してゐること」と述べたうえで、今回の一群会における対応は「激昂せる一般生徒のかくれたる腕力的行為」を予防し、「一群会を肅正し併せて会の倫道混乱を防除する故」であり、一群会に「創立以来未だ曾て一度も為さなかつた処置」を一回だけ施したと説明する。「ここに到る迄の苦心と経路と成り行きとを見ずして其の行為を云々」され、「残念」であると述べた。

以上のように、社名淵分校職員は、岡崎から「具体的教育の問題になると無理解も甚だしき酷評を頂戴」したが、「貴下は不良少年の教育に対して未だ概念の域を脱し得ないのでは」と反論した。「科学的教育的研究の結果を調査攻究して大いに将来の教育の理想と計画を予め確立」することを求めるならば、「なぜサナブチ分校に心理学者を、医者をおきざるかと率直にお書きにならなかつたか」と記している。

岡崎と社名淵分校職員の間「遠慮のない」意見の応酬を通して、本校（少年寮）と社名淵分校の間にある、「円滑」とは言い難い関係性と懸隔が顕在化したの

である。1935年、本校は杉並へ移転し新たな建物を建築するが、社名淵分校の元牛舎を用いた教場兼事務所が建て替えられるのは1964年である。また、社名淵分校職員が求めていた心理学者や医者などの配置も戦後まで実現することはなかった²⁸。

3. 少年教護法制下における社名淵分校

3-1. 社名淵分校の教育

この時期、社名淵分校ではどのような教育を行っていたのであろうか。分校教師横山義顕は、留岡清男の言葉を引いて、社名淵分校で行うコロニープランの考え方に基づく同校の教育を説明する。

「労働は共働」があり、「労働の原始的形態は常に社会的経験」を伴い、「同じ一つの労働に関与する限りそこに同じ一つの意識が付帯」する。したがって労働は「社会生活の基本であり、人と人とを結びつける結滞」となる。「知恵は労働と共に生育し、労働は知識を生む母体」であり、「労働は生活に於ける一切の必要を介して、実践より理論へ、理論より実践へ無限に進展」する。それゆえ、生徒の「日常生活上の必需品、例へば食物とか衣類とか」が「労働の直接の表れ」となることが教育において必要である²⁹。「単なる職業の伝習ではなくて教育」としての作業教育は、「汗と力の生活体験」としての労働であり生産教育である。具体的には、農業科（精米、オートミール製造、味噌醤油醸造、漬物製造）、畜産科（牛馬山羊、養豚、養鶏、養蜂、養兔）、土木科（建築、土木、コンクリート、スキー製作、家具修繕）、ミシン裁縫科（洋服裁縫実習、被服修繕）等に分かれ、日々の生活に必要な営為を行い、それを分析し向上させる教育活動であった。

「家庭的情味」と「規律的訓練」のある生活には、礼拝や祈祷などキリスト教信仰に基づく日常があり、ハーモニカバンドやレコード鑑賞などの音楽、運動部、弁論部、娯楽部、出版部、衛生部、修養部、園芸部、会計部からなる生徒自治会活動、雄弁会・遠足・海水浴・運動会・テニス大会・スキー大会・音楽会・クリスマスなど行事があった。

生徒達は、一群会機関誌『一群』を編集し、日々の作業や生活を通しての成果や随想等を発表した。

3-2. 社名淵分校の生徒

1935年の社名淵分校の報告書によると、当時、同分校には44名が在籍していた³⁰。彼らの入校経路は、少年教護法により道庁から委託を受けた生徒（道庁委託）23名、家族その他から直接委託を受けた生徒は21名である。直接委託生の内19名が道外出身者である。1935年度末における社名淵分校生徒の在籍期間は、1年未満19名、1～2年7名、2～3年6名、3～4年2名であり、1935年度中の退校者には5年以上の在籍者が2名いた。

道庁委託生の保護者の状況は、23名中、実父母のいる者2名、実母のみ2名、実父のみ4名、継父実母1名、実父継母6名、実兄姉1名、義母1名、祖母1名、親戚3名、他人2名、保護者不明1名である。これに対して、道庁委託生以外の者は21名中、実父母を保護者とする者は11名、実母のみ3名、継父実母1名、実父継母2名、継母のみ1名、実兄姉2名、祖父1名という状況である。

1935年度末の社名淵分校生徒の入校時における学歴は、尋常小学校在学中の者が22名、尋常小学校卒業生2名、高等小学校卒業生3名、中学校在籍者7名である³¹。障害のある一部の生徒は別として、道庁委託生以外の者は、学歴および学力、IQにおいて道庁委託生より高かった。

内務省調査によれば感化院在籍児童の42.7%が「精神薄弱」であり、一般に少年教護院在籍児童の知能指数は低い³²。社名淵分校の道庁委託生の場合も全国的な状況と同様の傾向にあり、平均以上の生徒は約22%に過ぎない。これに対して、道庁委託以外の者は、IQ111以上が3名、90～110が10名と半数以上を占め、全体的に知的能力は高かった。

入校前の問題行動は、道庁委託生もそれ以外も共に窃盗が最も多いが、道庁委託生以外の者には「放縦浪費」が問題とされた者が、34名中5名いた³³。

3-3. 社名淵分校における教科学習

少年教護法は、少年教護院内における少年鑑別機関の任意設置、退院者に対する尋常小学校教科修了認定の規

定、14歳未満で「不良行為ヲ為シ又ハ為ス虞」があり親権または後見を行う者がいない者の一時保護規定、少年教護委員設置による不良化防止と早期発見等の院外教護の強化等を定めた。

少年教護法施行を受けて、1935年9月、文部省普通学務局長は、「少年教護院教科承認ニ関スル件通牒（発普一二八号）」を發し、表2のように「少年教護院教科承認申請ニ対シ其ノ教科目及教授時数並教科用設備ニ関スル詮議ノ標準」を定めた³⁴。そして、これを受け北海道庁学務部は、同年10月、家庭学校に対して、「文部省ノ方針ニ基キ之カ内容ヲ充実」するよう努め、「尋常小学校ノ教科ヲ終了シタル者ト認定スルコトヲ得ル教護院」として申請するための「準備³⁵」を求めている。

これに対して、家庭学校は、道庁に1935年11月19日付けで表3に示したような教授時数を報告した³⁶。尋常科は算術、国史、地理、理科の時間数が若干、少ないものの、国語は書方、作文も含めると少年教護院に求められている時間数を超えている。しかし、少年教護院教科承認に必要な時間数に対して、全体の時間数が少ないことがわかる。毎日実施している体操を教授時数に組み入れておらず、修身は、礼拝や「祈祷会ヲ以テ此ニ替ル」と位置づけた。週6日、午前3時間が座学での教科学習であったが、午後の作業を合科学習に、週3日、実施されるハーモニカバンド

表2 少年教護院教科承認に必要な教科目及び毎週教授時数

	修身	国語	算術	国史	地理	理科	図画	唱歌	体操	裁縫	男計	女計
尋常科1年	2	8	4	—	—	—	—	1	3		18	18
尋常科2年	2	10	4	—	—	—	—	1	3		20	20
尋常科3年	2	10	5	—	—	—	1	1	3		22	22
尋常科4年	2	10	5	—	—	2	1	1	3	2	24	26
尋常科5年	2	7	4	2	2	2	1	1	3	3	24	27
尋常科6年	2	7	4	2	2	2	1	1	3	3	24	27
	12	52	26	4	4	6	4	6	18	8	132	140

文部省普通学務局長「少年教護院教科承認ニ関スル件通牒（発普一二八号）」1935年7月29日より

表3 家庭学校社名淵分校毎週教授時数

	修身	国語	書方	作文	算術	珠算	国史	地理	理科	図画	唱歌	英語	計
尋常科1年	毎週	6	3	2	4	0	—	—	—	3	1	0	19
尋常科2年	日曜	6	3	2	4	0	—	—	—	3	1	0	19
尋常科3年	日礼	6	3	2	4	0	—	—	—	3	1	0	19
尋常科4年	拜金	6	3	2	4	0	—	—	—	3	1	0	19
尋常科5年	曜日	5	3	2	3	1	0	1	1	2	1	0	19
尋常科6年	祈祷	5	2	1	4	1	1	1	1	2	1	0	19
	会以	34	17	11	23	2	1	2	2	16	6	0	114
高等科1年	テ												
高等科2年	此	3	3	2	3	1	1	1	2	2	1	0	19
補習科	ニ替	2	2	2	5	1	0	0	—	1	1	5	19

家庭学校社名淵分校「北海道庁社会課宛当校状況調査報告ノ件」1935年12月19日より

の練習を音楽に位置づけることはなかった。

また、義務教育を修了した者を対象とする補習科では、一般の少年教護院では教科承認に必要な教科目に指定されていない英語が、週5時間、設定されている。岡崎の視察時より教授時数は多い。

北海道庁は、教授時数だけでなく、教育設備や教育環境について問題とした。たとえば、礼拝堂や図書館等は「実ニ立派ナル建築」であるが、「学校ハ之等ニ比シ顕シク見劣」りし、「殊ニ教室ハ暗ク又黒板等ノ位置」も悪く屋内運動場もないことについて指摘した。そして、「学科ニ重点」がおかれる今日、「設備並ニ内容ノ改善ニ意ヲ致サレタシ」と指導している³⁷。社名淵分校は、生産教育に注力する一方で、教科学習のための教室環境に課題があった。

4. 白滝における農民道場済美館の開設

4-1 済美館の開設

1935年6月22日の財団法人家庭学校理事会は、同年度中に「白滝ニ農民道場ヲ設ケルコト³⁸」を決定した。農民道場は「青年の収容場」とすると共に、白滝農場に小作(分家)として入植した「地方民の実地講習及び倶楽部用に供」という「予てよりの宿題」を実現しようとするものであった。従来、農場管理に用いた事務所済美館を工費約2,000円で改築した³⁹。前年に家庭学校北海道農場および社名淵分校を訪れた同校理事大久保利武が「何とか方法を講じ度」と検討し、「篤志家の臨時寄付」を得て、「入学志願者の青年寮舎」を「兼ねて同地分家及有志の為に解放して隣保事業的の働の中心」としたのである⁴⁰。

「交通の便を欠き何等文化的設備を有してない同地に「農民道場的の事業は頗る必要」で「大に歓迎せられて居る」と『人道』は報じている⁴¹。済美館落成後には「全村民待望の日曜学校」が開校され、済美館の職員見上熊吉を校長、寺田更生を主任として、11月10日午前8時半から79名の児童が集まった。「慰楽に乏しき山村」に、「全村の子供達は、見上校長のユーモアたっぷりの老練なお話、寺田主任の熱誠溢るるお話」に加え、済美館の生徒(寮生)による「元気一杯なお話、それに寮生総動員のハーモニカ伴奏等に心惹かれ、北見特有の吹雪を物ともせず、早朝より元気で詰めかけ」たという。「寮生達は全村民を喜ばす

べくクリスマスのため手を分けて準備に忙殺」されており、「斯の如く善き働に従事しつつあることは、青年諸子の修養の程度を示すもの」と、農民道場済美館入校者にとっての意義も強調された⁴²。

4-2. 済美館の入校者と「青年教育」の困難

白滝の農民道場済美館の入校者の入校時点での年齢は、平均19歳、最年少は14歳1名のみで多くが18歳以上、なかには38歳で入校した者もいた⁴³。

済美館には、1935年度10名、1936年度5名、1937年度15名の生徒が入校した。退校者は、1935年度2名、1936年度13名、1937年度2名、1938年度6名、1939年度8名である。済美館在籍者は17歳以上25歳の「成年者なるを以て複雑」で「半年に満たずして退校」する者もいた⁴⁴。日中戦争開始後、生徒に召集令状が届くなかで、1939年度末までに全員が退校し、済美館の教育に終止符が打たれた。短期間で済美館が閉鎖された背景には職員の不具合と「青年教育」の困難がある。

1935年11月末に済美館を視察した社名淵分校職員横山義顕は、6名の生徒が見上熊吉夫妻と職員寺田更生の下で、午前中に薪作りや使等の作業をする他、昼食後は「各々好む処をなす」毎日で消燈時間の規定もない自由な生活の様子を次のように報告している⁴⁵。「職員の日常生活が生徒の生活に反映し影響を与ふる」ことを期待する「人格教育」を中心とするが、「作業を課すると雖も修養とか鍛錬とか言ふものではなく生徒の自由意思」に従うものである。「青年達は見上氏の人格には頭を下げ、見上氏が自分達の要求を満たして呉れると言ふ意味において従順」である。要求とは、「仕事をせなくともいいし、我儘も言へると、白瀧⁷⁷市街にも行ける、金銭は使用出来るといふやうな点」であり、「一言にして言へば青年達は自堕落である」と問題視した。

横山は、「白瀧⁷⁷の青年教育と言ふは実に難中の難」であり、「稀に見る人格者であり信仰の強い」職員をもってしても、その「心労と疲労とは実に同情以上であるのに反して、青年達は余りに無自覚」であり、「職員が疲れ果てる位の処が関の山である」と述べる。生徒のなかには、月30円の学費に対して、「拾円の食料と三円の小遣ひとではまだ十七円の損であるなどと言ふ者」もあると指摘した。済美館を開いて数ヶ月で「本教育の前途を言々するは尚早であるが現在の状態

では実に心」が痛むと嘆く横山は、「唯青年を置きさへすればいい」というのではなく、「学校の方針は教育が主である」のであり、「今後如何なる方法を以て進まねばならぬかは職員一同に残された課題」と問題を提起した。

4-3 済美館の役割

農民道場の役割は何であったのであろうか。

道庁の監査において、家庭学校は「農場ニ入地希望」の卒業生に対して、「必要ニ応ジ従来小作人ニ立退カシメ卒業生希望者」にその土地に入地させることが「弊校ノ主旨」であると回答している。卒業生の帰農を期待する道庁からの政策要請に応えるために、農民道場を開設した可能性が否定できない。

帰農者育成は、コロニーシステムの発想に立つ留岡幸助にとっても、その思想を継承してきた牧野にとっても支持し得る営為であったと考えられる。

校長牧野虎次は、済美館の38歳の「新入生」について、当人の叔母が本人の「習癖なる遊惰性を自警」させることを「切望」し、「校僕の覚悟で白瀧⁷⁷で見上夫婦、伊藤助手の下役を勤めさせ」ることを通して、「要領は本人をして独立更生の決心を喚起」させ、「次には本人が白瀧⁷⁷の地を修養上永住の地として辛抱する様に奨励する⁴⁶」ことを求めた。

牧野が白瀧の地が生徒の「永住の地」となることに言及している点は、コロニーシステムに通じるものであり、幸助の構想を継承していた。

また、牧野は家庭学校での短い校長在任期間に「分家」とよばれる家庭学校農場の住民や、家庭学校の生徒に洗礼式の司式を度々、行っている。『人道』には、済美館の寺田教師に触発され、「信仰の念に燃え、洗礼」を志願する住民や生徒が現れたことが報じられている。牧野は住民に済美館で洗礼を授け⁴⁷、「伝道者志願の決心」を固めた25歳の生徒には、東京の家庭学校本校の礼拝堂で洗礼を受けた。この生徒は卒業後、救世軍に勤務する⁴⁸。

1937年7月、盧溝橋事件に端を発し、日中は全面戦争の状態に入った。同年8月には、白瀧からの最初の出征者が「大歓送を受けて出発」する⁴⁹。その後、召集や職員の不調等のなかで、1939年度末には農民道場済美館における活動は終焉を迎える。

おわりに

少年教護法制下、牧野虎次校長の下で、家庭学校の業務は、東京本校の少年寮、北海道の社名淵分校と農民道場済美館において展開された。

社名淵分校のみが少年教護法に基づく認可少年教護院となり、主として14歳未満の生徒を受け入れた。分校では、留岡清男が先鞭をつけたコロニープランの考え方に則り、自治的活動を重視し、労働と生活経験を通じた生産教育が行われた。この時期、戦前の家庭学校において、社名淵分校の生徒数は最多となった。北海道庁は、社名淵分校に対して文部省の定める尋常小学校の教科修了認定の申請準備や、教室や運動場などの教育環境の整備を求めている。道庁の監査における指摘事項は岡崎が「復命書」で論及した問題に重なり、同校は補習科の授業時間数は週19時間とする文書を道庁に提出している。

また、幸助の校長時代には、家族舎による感化教育の場所と位置付けられていなかった白瀧農場に、財団法人家庭学校理事会は農民道場済美館を開設した。青少年と称しながら、38歳の入校者もあり生徒は多様であった。校長牧野虎次は、留岡幸助が推進したコロニーシステムの考え方を継承し、農民道場済美館の生徒が白瀧に永住することを期待し、希望者に洗礼を授けた。「少年教護」という枠組みでは捉えられない大人も在籍した済美館の教育は「難中の難」であり、コロニープランを推進する社名淵分校の職員からみると「自堕落」ともいえる状況であった。

他方、理事会は東京の本校に一時保護と相談業務等を行う少年寮を開設した。少年寮は社名淵分校や農民道場済美館、あるいは母島に生徒を送る窓口となる。少年寮は、社名淵分校と農民道場済美館に入所する生徒を確保したが、岡崎の「復命書」と社名淵分校職員の「御返事」からは、少年寮と社名淵分校の職員の認識にズレがあった。少年寮と社名淵分校・農民道場済美館の関係は、生徒数の確保という経営的な側面では、「円滑」であったと言えようが、その教育の内実には課題があった。

社名淵分校の職員は、少年寮や本校に対する不信と不満を募らせた。社名淵分校の職員の文書からは、留岡清男の構想への信頼と、それを実現させなかった本校に対する不信の意識を読み取ることができる。「同僚意識の欠如」が指摘されたように、少年寮・白瀧・

社名淵分校間の懸隔は、「協働」の根底たる認識の共有がない状態にあった。また、食費や教室等において、社名淵分校と本校の間には懸隔があった。

財団法人家庭学校理事会が設置を決定した済美館や少年寮の職員には、少年教護の経験のない者が採用され、その業務にあたった。創設者であり家庭学校の指導者であった留岡幸助が没し、理事会が進めた創設者没後の家庭学校経営は、本校と社名淵分校に大きな懸隔を生んだ。少年教護法が施行された初期にあたる牧野虎次校長時代は、家庭学校の歴史において、本校と社名淵分校に大きな懸隔が生じた時代であり、少年教護法施行期は、家庭学校にとって創設者留岡幸助没後の混迷期であった。そして、本校と北海道の間の懸隔は、牧野虎次の同志社大学総長事務取扱就任に伴う家庭学校長辞職願をめぐってさらに大きくなるが、この点については稿を改めたい。

注

- 1 菊池俊諦『感化教育』教育研究会、1923年、p.99
- 2 二井仁美『留岡幸助と家庭学校 近代日本感化教育史序説』不二出版、2010年、pp.37-39
- 3 花島政三郎「北海道家庭学校六十年の歩みとその再検討」『ひとむれ』411号、1976年、北海道家庭学校
- 4 前掲二井仁美
- 5 留岡清男「少年の教化に於ける観察と調査 サナブチ分校昭和四年度の報告」1930年、北海道家庭学校所蔵
- 6 留岡清男「家庭学校整理改造案」1931年5月12日、北海道家庭学校所蔵
- 7 「留岡清男発小塩高恒宛1932年11月5日付書簡」(「昭和七年度本校往復文書綴」所収) 北海道家庭学校所蔵
- 8 「昭和七年十二月十七日委員会議事項目」(「自昭和七年至全十年理事会委員会摘録 家庭学校」所収) 東京家庭学校所蔵
- 9 「委員会摘録」1932年12月17日(前掲「自昭和七年至全十年理事会委員会摘録 家庭学校」所収)
- 10 「理事会摘録」1933年3月13日(前掲「自昭和七年至全十年理事会委員会摘録 家庭学校」所収)
- 11 相田良雄「愛慕の念更に新なり」『人道』復刊21号、家庭学校、1935年2月、p.6
- 12 牧野は、滋賀県に生まれ、同志社英学校卒業後、エール大学で神学と社会学を修め、熊本東亜学館教師、同志社予備校寮長兼教師を経て1895年、北海道集治監教誨師となった。伝道師を経て、『基督教界』の編集に携わり、1903年に京都四条基督教会牧師に就任する。留岡幸助の紹介で1918年に内務省嘱託となり、満鉄社長に就任する早川千吉郎から要請され1922年、満鉄社会課長(後に社長室審査役)となった。その後、大阪府臨時事務取扱嘱託を務めていた時に、留岡の後任として家庭学校長に就任した(「牧野虎次履歴書」東京家庭学校所蔵、牧野虎次『針の穴から』牧野虎次先生米寿記念会、1958年)。
- 13 「家庭学校理事会摘録」1933年9月20日(「自昭和七年至全十年理事会委員会摘録」所収) 東京家庭学校所蔵
- 14 「家庭学校委員会報告及協議事項」1933年11月17日(前掲「自昭和七年至全十年理事会委員会摘録 家庭学校」所収)
- 15 前掲花島政三郎 p.100
- 16 「家庭学校少年寮の新設」『人道』復刊7号、1933年12月、p.7。「少年寮」『人道』復刊1-8号、1934年1月、p.5。なお、加藤は東京府立松澤病院で作業療法を担当し、患者と共に作業に従事し治療を行った精神科医である(藤森岳夫(1983)「加藤普佐次郎の歩み—そのキリスト教活動、精神病者作業療法、医療生協運動—」『医学史研究』57巻、pp.697-714、加藤普佐次郎(1925)「精神病者ニ対スル作業治療並ビニ開放治療ノ精神病院ニ於ケル之レガ実施ノ意義及ビ方法」『神経学雑誌』25-7、pp.1-33、「日本の精神医学100年を築いた人々(8)第8回 加藤普佐次郎/菅修」『臨床精神医学』8(6))
- 17 「昭和九年度収支予算表(本校及社名淵分校)」財団法人家庭学校
- 18 「家庭学校少年寮」『人道』復刊19号、家庭学校、1934年12月、p.5
- 19 加藤歎一郎・藤原道夫『奥出雲の地の塩—雲南キリスト教史物語』(松江今井書店、1973年)、室田保夫「岡崎喜一郎と社会事業—奥出雲の地で」『キリスト教社会福祉思想史の研究—「一国の良心」に生きた人々』(不二出版、1994年)、石井良則「岡崎喜一郎と小笠原姉島家庭塾」『小笠原研究年報』(33号、

- 首都大学東京、2010年)参照
- 20 室田保夫前掲書、p.412
- 21 岡崎喜一郎発牧野虎次宛1934年5月15日付書簡
北海道家庭学校所蔵
- 22 「少年寮」『人道』復刊8号、家庭学校、1934年1月、p.5
- 23 「家庭学校少年寮事業報告 昭和八年十二月～九年十一月間」(前掲「自昭和七年至全十年理事会委員会摘録 家庭学校」所収)
- 24 前掲「家庭学校少年寮」p.5
- 25 前掲「家庭学校少年寮」p.5、「自昭和十年一月至同年十二月一ヶ年間家庭学校少年寮報告」北海道家庭学校所蔵
- 26 岡崎喜一郎「社名淵分校出張復命書(副本)」1935年7月1日(「視察調査復命書類」所収)北海道家庭学校所蔵
- 27 社名淵分校職員一同「社名淵分校出張岡崎喜一郎氏復命書に対する批評要求の御返事」1935年8月8日(「視察調査復命書類」所収)北海道家庭学校所蔵
- 28 なお1936年12月、岡崎は家庭学校を退職し、小笠原姉島に家庭塾を開き家庭学校卒業生と生活を始める。そのような岡崎に社名淵分校は生徒を小笠原に委託する際の窓口を依頼するようになる(家庭学校社名淵分校「職員会議事録」1937～1949年。北海道家庭学校所蔵)
- 29 横山義顕「サナプチ分校に於ける作業教育」『人道』26号、1935年7月、p.10
- 30 家庭学校社名淵分校「北海道庁社会課宛当校状況調査報告ノ件」1935年11月19日、北海道家庭学校所蔵
- 31 財団法人家庭学校社名淵分校「昭和十年度生徒及其教育ニ関スル調査」
- 32 内務省『感化院収容児童鑑別調査報告書』1925年
- 33 財団法人家庭学校社名淵分校「昭和十年度生徒及其教育ニ関スル調査」1935年、北海道家庭学校所蔵
- 34 文部省普通学務局長「少年教護院教科承認ニ関スル件通牒(発普一二八号)」1935年7月29日『児童保護』1935年9月、p.69
- 35 北海道庁学務部長家庭学校社名淵分校長宛「事務監査ニ関スル件(支社秘第27号)」1935年10月15日
- 36 家庭学校社名淵分校「北海道庁社会課宛当校状況調査報告ノ件」1935年12月19日(「一、本校往復文書(自昭和八年度一至同十一年度、一、雑文書、一、社会事業関係書類(昭和九、十、十一年度)昭和十二年二月四日綴」所収)北海道家庭学校所蔵
- 37 北海道庁学務部長家庭学校社名淵分校長宛「事務監査ニ関スル件(支社秘第27号)」1935年10月15日
- 38 「家庭学校理事会摘録」1935年6月22日、北海道家庭学校所蔵
- 39 「近事片々」『人道』復刊27、1935年8月15日、p.2
- 40 「北見に於る記念式と落成式」『人道』復刊29号、1935年10月、p.4
- 41 前掲「北見に於る記念式と落成式」『人道』
- 42 前掲「北見に於る記念式と落成式」『人道』
- 43 家庭学校社名淵分校「生徒及其教育ニ関スル調査報告」1935年、北海道家庭学校所蔵
- 44 鈴木良吉「社名淵分校生徒の動静報告」『人道』復刊48号、1937年5月、p.3
- 45 横山義顕「白瀧⁷⁷済美館教育視察報告書」1935年11月30日
- 46 牧野虎次発1937年11月12日付鈴木良吉・岸本種次宛書簡。なお牧野は叔母が「相当の資産家」であると記し経営的関心を覗かせる。
- 47 牧野虎次「渡北紀行」『人道』復刊36号、1936年5月15日、p.8
- 48 佐藤「蘇る靈魂 家庭学校の洗礼式」『人道』復刊42号、1936年11月15日、p.5
- 49 佐藤亀男「北海道・東北の教護院巡り」『人道』復刊51号、1937年8月

付記

本稿はJSPS科研費JP19H01587及びJP21H04408の助成を受けている。

謝辞

本稿執筆に対し、社会福祉法人北海道家庭学校および社会福祉法人東京家庭学校にご協力をいただいたことに感謝申し上げます。